平成２４年（フ）第１５０号
佐賀県伊万里市山代町立岩408番地13
債務者　坂狩　春菜
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１５５号
佐賀県伊万里市瀬戸町716番地
債務者　石丸　美紀
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第３５８号
山梨県北杜市須玉町若神子4745番地７
債務者　中山　道子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９０号
山梨県甲斐市中下条2020番地　ハイツ大内Ｂ―102
債務者　堀内　清一
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０６号
山梨県甲斐市竜王1478番地　セジュールＫＡ102
債務者　小林　由夫（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９号
徳島県阿南市橘町大浦28番地４
債務者　中川　貴仁
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第７２号
三重県鈴鹿市長太栄町４丁目22番33号
債務者　服部　千尋
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３２号
三重県鈴鹿市南江島町７番30号　オークプラザ211号、前住所三重県鈴鹿市白子４丁目７番11号　クレインハウスＡ207号室
債務者　丹羽日出生
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７７号
滋賀県彦根市高宮町3098番地２、前住所滋賀県犬上郡甲良町大字小川原770番地15
債務者　松江　一男
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１８４号
滋賀県蒲生郡竜王町山之上5147―２山之上ハイツＧ―210号、住民票上の住所大阪府堺市美原区北余部西１丁目１番３―905号
債務者　松井　茂春
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１９５号
滋賀県愛知郡愛荘町蚊野1692番地
債務者　今村　次夫
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２０４号
滋賀県東近江市能登川町387番地６
債務者　細江　安代
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６１１号
神戸市兵庫区氷室町２丁目17番４号
債務者　東田　幸子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４４号
神戸市北区京地４丁目５番地の８
債務者　徳原　雅子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９８５号
神戸市須磨区松風町３丁目１番２―606号
債務者　西野　光代
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０４号
愛媛県今治市吉海町仁江2408番地、旧住所東京都大田区西蒲田４丁目32番４号
債務者　村上ユリコ
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第２９４号
福岡県小郡市大板井1407番地３
債務者　塩月　正明
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部